

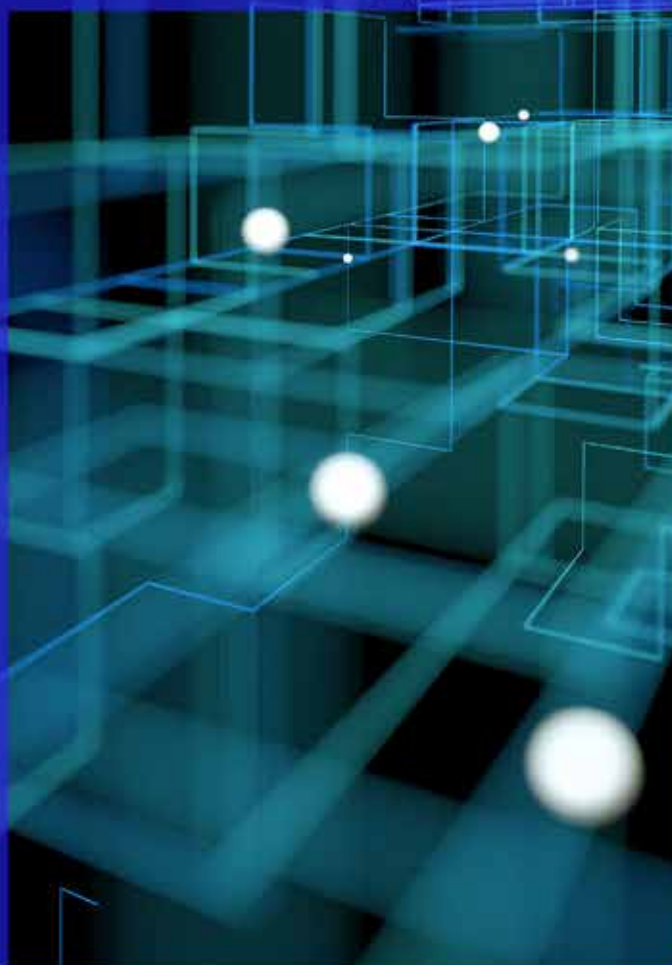


リスク軽減会計

Risk mitigation accounting

金利改定リスクの動的な管理を
会計に反映させる新たな試み

IFRS®会計基準



目次

動的リスク管理のための新しい会計モデル	1
1 概要	2
1.1 主な影響	3
1.2 リスク軽減会計：新たな会計モデルの導入	5
2 動的リスク管理とリスク軽減会計	7
2.1 リスク管理戦略	7
2.1.1 金利改定リスク	8
2.1.2 リスク軽減会計の正式な文書化	9
2.2 リスクの識別	11
2.2.1 NRRE：正味金利改定リスク・エクスポージャー	12
2.3 リスク軽減	18
2.3.1 指定デリバティブ	18
2.3.2 リスク軽減目的	19
3 会計処理	22
3.1 ベンチマーク・デリバティブ	22
3.1.1 ベンチマーク・デリバティブの役割	22
3.1.2 想定外の変動に伴うベンチマーク・デリバティブの調整	25
3.2 リスク軽減調整額	26
3.3 リスク軽減調整額の超過額	28
3.4 リスク軽減会計の中止	34
3.5 リスク軽減会計への移行	35
別紙1：プロジェクトの経緯	36
別紙2：プロジェクトの今後の予定	37
別紙3：一般的なリスク指標	38
別紙4：設例3及び設例3Aの参考仕訳	39
設例の一覧	41

動的リスク管理のための新しい会計モデル

金融機関等では自らがさらされるリスクを動的にかつ継続的に管理しています。その管理プロセスは多岐にわたるもので、どのようにリスク管理するか戦略の策定に始まり、自らのビジネスがどのようなリスクにさらされているのかについてのリスクの識別と分析、さらには、そうやって識別されたリスクを実際にコントロールし軽減する活動が含まれます。しかしながら、このような高度かつ洗練されたリスク管理の活動プロセスは財務数値に適切に反映できているか、というと、残念ながら現行のヘッジ会計はその期待に十分に答えるツールとしては機能できていませんでした。

この課題への対処として、2025年12月、国際会計基準審議会（IASB）は、企業がどのように金利改定リスクを管理するかをよりよく反映する、新しい会計モデルに係る公開草案を公表しました。リスク軽減調整額という新しい概念が提案され、表示と開示の両面で新たな要求事項の導入が提案されています。ヘッジ会計同様、本会計モデルの適用は任意とされています。

公開草案が最終化された暁には、IAS第39号「金融商品：認識と測定」のヘッジ会計の要求事項は完全に廃止される見込みであり、IAS第39号を依然として適用し続けている企業は留意が必要です。

公開草案の提案を実際にも実務に導入する際には、新たなプロセスやシステムが必要になると思われる、内部統制も見直しが必要となります。このため、影響を受ける企業等がフィールドテストを実施し、実務への影響を十分に検討したうえで本公開草案に対するコメントを提出できるように、本公開草案については、ほぼ1年という、他に例を見ない非常に長いコメント期間が設けられています。

本冊子は、今回の提案に対する影響を関係者が理解する上での一助となるべく、おもに金融機関を念頭に分析を提供、生じ得る影響や考慮事項について検討しています。

本冊子がビジネスへの影響の検討や対応の策定に際して、読者の皆様のお役に立つものとなれば幸いです。

本冊子は、2025年12月にIASBから公表された公開草案での提案について、あずさ監査法人の理解に基づき解説するものです。リスク軽減会計の会計モデルは、公開草案に対するフィードバック等を踏まえて今後行われる再審議を通じて、大きく見直されることも考えられますので、その点にご留意ください。

1 概要

今般の公開草案は、IFRS第9号「金融商品」にリスク軽減会計（RMA）という新しいモデルを導入することを提案するものです。そのコンセプトは、財務報告とリスク管理活動をより整合させることにあります。適用は任意とされています。しかし、市場の金利リスクの変動に対して多額のエクスポージャーを抱え、これに対してリスク戦略に従い機動的にリスクコントロールを行う金融機関のリスク管理を念頭に、そのような企業の財務報告に巡るニーズに応えられるように本モデルの開発が行われてきたという経緯があり、したがって、銀行、保険会社など多額の金利改定リスクにさらされている企業に適用されることが期待されています。

企業は以下の場合にリスク軽減会計を適用できます。

- (a) 企業の事業活動が、企業を金利改定リスクにさらす金融商品の認識及び認識の中止を生じさせ、
- (b) 企業のリスク管理戦略が、軽減利率に基づいて、金利改定リスクを軽減すべきリスク限度を定めており、
- (c) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを、純額ベースで、リスク管理戦略に従って、デリバティブを使用して軽減している。

金融資産と金融負債とがともに継続的に増減することから生じる、常に変化し続ける、金利改定リスクへのエクスポージャーを、多額に管理している企業にとっては、本公開草案は財務報告に大きな変化をもたらす可能性があります。

本公開草案は以下を目的としています：

- 金融資産と金融負債とが常に変動し増減し続けるオープン・ポートフォリオを前提に、これに対応する動的なリスク管理活動を、よりよく財務諸表に反映する。
- オープン・ポートフォリオを対象とする場合の、現行のヘッジ会計の要求事項の運用上の複雑性を軽減する。

本公開草案が最終化された際には、IAS第39号のヘッジ会計の要求事項は廃止され、現在IAS第39号のヘッジ会計を適用している企業は以下のいずれかを選択することになります。

- （要件を満たす場合）リスク軽減会計を適用する。
- IFRS第9号の一般ヘッジ会計を適用する。もしくは、
- ヘッジ会計の適用を取りやめる。

本公開草案に対するコメント募集に合わせて、IASBは、利害関係者に、本公開草案のモデルについてフィールドテストを実施し、IASBに対してその結果をフィードバックすることを要請しています。

1.1

主な影響

オープン・ポートフォリオを対象として現行規定の枠組みでヘッジ会計適用を試みる際の適用上の課題を低減することを目指して、リスク軽減会計は開発されました。しかしながら、リスク軽減会計の適用により、以下のような影響が生じる可能性もあります。

基本財務諸表（財政状態及び財務業績）への影響

リスク軽減調整額、及びその損益に対する影響は、財政状態計算書及び純損益計算書において別掲が要求される。企業がどれだけ効果的に金利改定リスクを管理しているかについての情報が、より透明性をもって財務諸表利用者に提供されることとなる。

開示要求の新たな追加

財務諸表利用者が以下について理解できるような情報を注記として新たに開示することが要求される。

- (a) 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか
- (b) 企業のリスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるか
- (c) リスク軽減会計の適用が企業の財政状態計算書及び包括利益計算書にどのように影響を与えたか

要求される注記は多岐にわたり、企業がさらされる金利改定リスク・エクスポージャーやリスク軽減のために用いられるデリバティブ（指定デリバティブ）に関する詳細な定量情報が含まれる。

判断や見積りが、新たに必要に……

新たに必要となる判断や見積りについては、経営者がどのような仮定に基づいてそのような判断や見積りを行ったのか、その裏付けには十分な情報を収集・保持することが求められる。たとえば、リスク軽減会計の適用対象として適格とされた予測キャッシュ・フローをどのように見積もったか、などが挙げられる。

システムや業務プロセス、内部統制にも影響

トレジャリー部門や、リスク管理部門、経理・財務報告部門といった複数の部署間でリスク管理に関する情報を統合把握するために、新たな業務プロセスや内部統制、ガバナンスの仕組み、さらには職掌の整備・見直しなどが必要となる可能性がある。

たとえば、以下のようなことが必要になるかもしれない。

- 既存のリスク管理環境にリスク軽減会計のプロセスを統合する。
- 従来ヘッジ会計の適用対象とはならなかったが、RMAのもとでは新たにリスク軽減活動の反映が適格となるような金融資産や金融負債（たとえば要求払預金）について、リスク管理についてのモデルを財務報告プロセスに組み込む。
- リスク管理戦略に沿ったリスク軽減会計の文書化を行う。

また、トレジャリー部門やリスク管理部門、経理・財務報告部門などのミドル&バックオフィス部署に対して、さらには企業を取り巻く利害関係者に対して、この新しい会計ツールについて説明を行い、その理解を図る必要もあるかもしれない。

IFRS第9号の一般ヘッジは？

金利リスクのヘッジにIFRS第9号の一般ヘッジを現在適用している企業は、IAS第39号のヘッジ会計を適用している企業と異なり今後も現在の取扱いを継続することもできるが、適格要件を満たす場合には現在の取扱いを中止してリスク軽減会計の適用に切り替えることもできる。

1.2 リスク軽減会計：新たな会計モデルの導入

公開草案で提唱された新しいモデルは、動的に変化し続ける金融資産と金融負債とを通じて金利改定リスクにさらされる企業が、そのポートフォリオの金利改定リスクを純額ベースで管理している状況を念頭に開発されました。金利改定リスクにさらされる企業は、通常、そのリスクをどのように識別し、軽減するかを定めたリスク管理戦略を有しています。リスク軽減会計を適用して会計処理を行う企業は、リスク管理戦略に沿う形でリスク軽減会計をどのように適用するかを詳細に定めた、正式な文書を作成することが求められます。

基礎ポートフォリオの識別	金利改定リスクを創出する金融資産、金融負債および将来の取引を識別します。これを基礎ポートフォリオといいます。
正味金利改定リスク・エクスポージャー（NRRE）の算定	どのようなキャッシュ・フローが、いつ金利改定されるかを予測し、基礎ポートフォリオの正味金利改定リスク・エクスポージャーを、継続的に算定します。
指定デリバティブの締結	NRREがリスク管理戦略で定めたリスク限度を超過する場合には、抱え込みすぎた金利改定リスクを軽減すべく、デリバティブを対外約定します。これが指定デリバティブです。
リスク軽減目的の特定	指定デリバティブは、企業がリスクをどの程度軽減しようと意図しているか、つまりリスク軽減目的（RMO）の証拠を提供するものです。NRREに含まれる金利改定リスクをさらに軽減するために指定デリバティブを追加約定する場合には、企業はリスク軽減目的をアップデートすることになります。このようにリスク軽減目的は継続的に更新され、動的な形で定められます。
ベンチマーク・デリバティブの構築	金利改定リスクの軽減にどの程度成功したかを評価するために、ベンチマーク・デリバティブを構築します。ベンチマーク・デリバティブとは、リスク軽減目的に特定された金利改定リスクの時期と金額を複製する、仮想的なデリバティブです。
リスク軽減調整額の決定	指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブの公正価値の（絶対値の）変動を比較することで - リスク軽減調整額を財政状態計算書に認識します。リスク軽減調整額は、指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブの公正価値の変動のいずれか低い方で決定され、企業がどの程度金利改定リスクの軽減に成功したかを表します。 - 指定デリバティブの利得または損失のうちリスク軽減調整額に含まれなかった部分は純損益に認識します。
リスク軽減調整額の評価	認識されたリスク軽減調整額が、たとえばNRREに予想外の減少が生じた後においてもなお、NRREの金利改定リスクを軽減する効果を引き続き保持しているといえるかについて、評価します。予想外の変動による影響を把握するために：

- 企業は、報告期間中、予想外の変動がNRREに生じることで、NRREがリスク軽減目的¹を下回るような事態が生じていないかをモニタリングします。予想外の変動が生じた場合には、当該NRREの変動を反映するように、ベンチマーク・デリバティブを調整します。
- 報告日において、兆候が存在する場合、企業は当該時点のリスク軽減調整額とNRREの現在価値を比較し、財政状態計算書のリスク軽減調整額が引き続き適切であるかを評価します。リスク軽減調整額の超過額が生じていた場合は、これを純損益に認識します。

1. リスク軽減目的は、企業がさらされている金利改定リスクを低減するものでなければならない。必然的に、リスク軽減目的はNRREを超過することはできない。

2 動的リスク管理とリスク軽減会計

リスク軽減会計は、金利改定リスクにさらされる金融資産、金融負債およびその他の取引を企業が動的に管理する方法を、よりよく財務諸表に反映することを目的としています。

本セクションでは、一般的なイメージでの銀行における金利改定リスク管理活動を想定し、そのような活動に典型的に観察される主要な要素について、また、それらがリスク軽減会計のモデルにどのようにリンクするかを説明しています。

2.1 リスク管理戦略

ED.7.1.4, 7.1.6–7.1.7,
B7.1.2, B7.1.6–B7.1.7

リスク軽減会計の目的は、リスク軽減戦略に従って企業が行っている金利改定リスクのリスク管理について、その経済的影響を財務諸表に表現することにあります。したがって、リスク管理戦略はリスク軽減会計を適用するうえでの基礎となります。

企業のリスク管理戦略とは、以下で構成されます。

- どのように金利改定リスクを識別するか
- 識別されたリスクをどのように軽減するか

ED.7.1.4(b), 7.1.7(a),
7.2.7, B7.1.6–B7.1.7

リスク管理戦略を達成するためには、企業は資産と負債の総合的な管理、即ちALMのためのフレームワークを保持する必要があります。このフレームワークの下で動的かつ継続的に関連するリスク管理活動を実行することによって、リスク管理戦略に定められたリスク限度内に、金利改定リスクが保たれることになります。

効果的にALMを行うことで、企業はさまざまな点で強みを得ることになります。ALMは企業の財務的な強靱性や業績にとって極めて重要です。

企業がどのような金利改定リスク・エクスポージャーを抱えているか、そして、これをALMを通じてどのように管理しているのかを理解することは、投資家やアナリストにとって、とくに企業の将来性や収益性を評価するうえで、重要となります。リスク軽減会計は、その仕組みが円滑に機能するように、関係者の理解により資する財務情報を提供しようとするものです。



リスク軽減会計によって、ALMを通じて行われる動的なリスク管理活動は表現されるようになるのか？

はい、そのように考えられています。

リスク管理活動の一環として、企業は金融商品やさまざまな取引を包括的にオープン・ポートフォリオとして管理することがあります。ポートフォリオを構成する個別の項目が時々刻々と変化したとしても、その結果としてのNRREが、ポートフォリオ全体として変化しない場合、もしくはポートフォリオ全体としては企業のリスクアペタイトに照らして許容可能なリスク限度内にとどまる場合には、リスク管理に関する企業の意思決定は変化しません。

現行のヘッジ会計の要求事項は、オープン・ポートフォリオの動的な性質に完全には対応していません。

IAS第39号を適用していた企業は、その後IFRS第9号が強制適用になった後も、会計方針としてIAS第39号のヘッジ会計を選択して継続適用することができます。さらに、ヘッジ会計の会計方針をIFRS第9号の要求事項に拠っている場合でも、IAS第39号の「金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジ」の要求事項については、引き続き適用することが認められています。しかしこのIAS第39号のポートフォリオ・ヘッジのもとでは、リスク・エクスポージャー全体としては影響がなかったとしても、ポートフォリオ内の変化をヘッジの中止として取り扱う必要がある場合があります。IFRS会計基準の公正価値ヘッジでは、ヘッジの中止が生じた場合、その時点までにヘッジ対象に生じたヘッジ調整額を償却することが求められており、これはIAS第39号の上記ポートフォリオ・ヘッジにおいても例外ではありません。そのため、ポートフォリオ内の変化によりヘッジの中止が頻繁に起こることが想定される状況下では、著しい運用上の複雑性が生じることになり、これが実務において高いハードルを課すものとなっています。

提案されているリスク軽減会計のモデルでは、基礎ポートフォリオ内の変化そのものによっては中止の会計処理を要求されることはありません。リスク軽減会計は、企業のリスク管理戦略に変化があった場合にのみ、中止が要求されます（第3.4節参照）。

2.1.1

金利改定リスク

ED. Appendix A

多くの企業、とくに金融機関は金利リスクの一種である金利改定リスクにさらされています。金利改定リスクとは、市場金利の変動によって、企業が保有する金融商品のキャッシュ・フローや公正価値が変動するリスクです。

銀行の場合、金利改定リスクは通常、銀行勘定²において生じ、具体的には次のようなリスクを発生させます。

リスクの種類	リスクの内容	リスクの例
ギャップ・リスク	金融資産と金融負債とで金利改定日にずれがあることによって生じるリスク	短期の変動金利負債で調達した資金を長期の固定金利資産に投資するような場合、金利の上昇が生じると、金利改定に伴い将来支払う金利が高くなり銀行の利幅が縮小することになる。
ベースス・リスク	金利指標が複数ある場合にその金利変動が必ずしも整合的に生じないことで、異なる金利指標を参照する商品が異なる動きをして、損益が不安定になるリスク	金融資産への投資を賄う資金が、その調達にどの金融負債を用いたかにより、異なる金利指標を参照する場合がある。たとえば、銀行間取引金利や中央銀行による政策金利がある。
オプションリスク	銀行勘定の商品に組み込まれたオプションが、異なる金利シナリオごとに予想されるキャッシュ・フローを変化させる、さらなる不確実性をもたらすリスク。 組み込まれたオプションが行使されるかは、市場金利の変動の影響を受けることが考えられる。	銀行が取扱う金融商品にはオプションが組み込まれていることがある。たとえば、貸出金に繰上げ償還を可能とするオプションを付ける、預金者に対し期限前に引き出しができる権利を付ける、など。

2. 銀行の財政状態計算書において、現金および現金同等物、顧客や他行への貸出金、負債性金融商品への投資、個人および法人からの預金、負債性金融商品の発行による長期資金調達や資本性金融商品などの金融商品によって銀行勘定は構成される。銀行勘定にはトレーディング商品(トレーディング資産やトレーディング負債)は含まれない。

金融機関などでは通常、集中化されたトレジャリー機能を通じて、金利改定リスクはポートフォリオレベルでモニタリングされ、リスク管理戦略に沿って管理されています。

2.1.2

リスク軽減会計の正式な文書化

ED.7.1.7, BC35–BC37

リスク軽減会計の適格要件を満たす企業が、リスク軽減会計の適用を選択する場合、どのようにリスク軽減会計を適用するかを正式に文書化する必要があります。金利改定リスクの管理がポートフォリオごとに分かれている場合は、それぞれの管理が行われるレベルの基礎ポートフォリオごとの文書化が必要です。文書化はリスク管理戦略に基づいて行われる必要があります、以下の事項について記載が求められると考えられます。

分野	文書化する事項
金利改定リスクの管理	・リスク管理戦略に従って、どのように金利改定リスクを管理しているか。ここには、軽減利率、リスク軽減を図る対象期間、また、金利改定リスクをどこまで軽減する必要があるかについてのリスク限度に関する情報が含まれる。 ・軽減すべき金利改定リスクをどのように算定するかについての情報。例えば、 • 基礎ポートフォリオに含まれる金融商品の性質および特性 • どのような指標を使って、金利改定リスクを評価し、NRREの定量化を行っているか • 基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを、時間軸に関してどのようにバケッティングして管理しているか • NRREを再評価する頻度 • 基礎ポートフォリオにどのように金利改定が生じるかの想定を決定するために使用されるアプローチ
リスク軽減目的	リスク軽減目的をどのように特定するか、その方法
指定デリバティブ	金利改定リスクを軽減するために使用される指定デリバティブを、どのように識別するか
正味金利改定リスク・エクスポージャーの想定外の変動	NRREに想定外の変動が生じたことによる影響をどのように把握するか。これには以下が含まれる。 • NRREに生じた想定外の変動を反映するにあたり、どのようにベンチマーク・デリバティブを調整するか • リスク軽減調整額の測定においてNRREの想定外の変動によって生じる影響について、看過してしまっている部分がないことをどのように評価しているか • 報告日におけるNRREの現在価値を測定する方法



リスク軽減会計における正式な文書化の要求事項は現行のヘッジ会計における文書化の要求事項とは異なりますか。

はい、異なります。

リスク軽減会計では、どれだけの金利改定リスクが軽減されるのか、ということ具体的に金額特定するのではなく、どのような方法・アプローチで金利改定リスクを軽減し、リスク軽減会計を適用するのかを説明することが求められます。これは企業の金利改定リスクのリスクプロファイルや、これに対処するためのリスク管理活動は流動的に変化するためです。たとえば、金利改定リスクを識別・軽減する方法やリスク軽減目的、そしてNRREの想定外の変動を捕捉する方法などが考えられます。この場合、経理・財務報告部門だけでなく、トレジャリー部門やリスク管理部門の関与も必要になるかもしれません。

これは、ヘッジ会計の文書化で求められる事項とは異なっています。ヘッジ会計は、もっと範囲が狭いものであり、よって、文書化が求められる事項も、ヘッジ対象リスク、それからヘッジ手段とヘッジ対象との具体的な金額の特定、ヘッジの有効性の測定方法、などです。



指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブの間に経済的関係が存在することを示す必要がありますか。

ED.BC73

いいえ、その必要はありません。

指定デリバティブと、その結果として金利改定リスクがどれだけ軽減されたか、との間の経済的関係は、リスク軽減会計のモデルにおいては、本質的に存在すると、IASBは考えました。このため、指定デリバティブと、ベンチマーク・デリバティブによって算定される「軽減された金利改定リスク量」との間の経済的関係の存在を、改めて示すことを要求する必要はないとIASBは判断しました。

そのことはつまり、ヘッジ会計を適用するときにはヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係性を評価し、ヘッジの非有効部分を算定する必要がありますが、リスク軽減会計を適用する際には、リスク軽減の有効性を示す必要がないということです。



IFRS会計基準のキャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジの概念はリスク軽減会計のモデルにおいても引き続き当てはまりますか。

ED.7.1.2-7.1.3,
B7.1.2-BC7.1.3,
BC32, BC65

いいえ、当てはまりません。

リスク軽減会計では、現行のヘッジ会計のように公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの違いを識別し、それぞれに異なるモデルを適用することは認めていません。リスク軽減会計は、企業のリスク軽減活動が「公正価値やキャッシュ・フローの変動性」を低減するのにどの程度有効であったかを反映する、というモデルです。

2.2

リスクの識別

ED.7.1.6, 7.1.7(a)–(b),
B7.1.6–B7.1.7

企業が金利改定リスクを管理する場合、たとえば企業グループのレベルや個別の企業のレベルなど、さまざまな階層でそのレベルに応じたリスク管理が行われていることが一般的です。リスク管理戦略は、そのような複数レベルの階層で行われるリスク管理のうち、最も高いレベルで設定されるものです。

ED.7.2.1, B7.2.1–B7.2.2

ALMの一環として、金利改定リスクへのエクスポージャーを生じる金融商品及び将来の取引のポートフォリオが識別されます。これにより金利改定リスクに関連する企業のリスク管理戦略の対象範囲が定義されます。銀行において金利改定リスクを生じさせる金融商品の一般的な例には、以下が含まれます。

	 要求払預金	 顧客への貸出金	 資金調達負債（借入および発行社債等）	 資本性金融商品
契約上の特徴	要求に応じて随時引出し可能	- 多くの場合、短～中期にわたり金利が固定されている - 固定金利期間の終了時には市場金利に金利改定される - 期限前返済オプションを含むことがある	- 多くの場合、満期までが5-10年の長期にわたる - 変動金利で調達されることも多いが、その場合でも、金利条件はさまざまな変動金利にマージンが加算されたものとなる	- たとえば、その他 Tier1 資本性金融商品など。 - 一定の配当条件が示されている場合であっても、裁量により、配当を支払わないこともある
リスク管理上の取扱い	固定金利負債 顧客の引出し行動を考慮し、通常、長期性負債として取り扱われる	金融資産 通常、期限前返済がどの程度予想されるかに基づき、モデル化されている	金融負債 金利改定リスクは、市場金利が再設定される日に発生する	固定金利負債 「会計上の支払利息」を生じず、「契約に示された配当を支払う義務」は存在しないものの、企業の金利改定リスク管理において重要な役割を担っている



金利改定リスクの測定にあたり、どのような課題が考えられますか。

金利改定リスクの測定にあたって、仮定をどのように設定するかに関して、検討が必要になる可能性があります。たとえば以下が考えられます。

- 要求払預金：どれだけの預金か、どのような期間で金利改定にさらされるかに関するモデル化が適切に行われないと、リスクが実態を反映しなくなるおそれがある。
- 顧客への貸出金：貸出金がいつ、どの程度期限前返済されるかを評価することが困難な場合がある。顧客による過去の期限前償還の実績に関する情報を活用できる可能性もある。



銀行の金利リスク管理において規制上の観点からどのような事項を考慮すべきですか。

銀行は、規制上の観点から、バーゼル・フレームワークおよび各国の規制に基づき、銀行勘定の金利リスクを検討します。とくに、バーゼル銀行監督委員会による国際的な規制の枠組みであるバーゼルII（導入時期に応じて一部の法域ではバーゼルIII）に従います。

これらの規制により、第2の柱の自己資本充実度評価において金利リスクを考慮することが求められます。評価の結果、重要性がある金利リスクに対応するために必要な場合には、追加的な資本を保有することが銀行に求められる可能性があります。第2の柱を補完する目的で、金利リスク・エクスポージャーや測定手法、リスク軽減の実務のようなリスクについての関連性のある情報や他の事項に関する開示が、第3の柱により求められています。

2.2.1

ED.7.2.1-7.2.10,
B7.2.1-B7.2.17

NRRE：正味金利改定リスク・エクスポージャー

リスク軽減会計では、企業は基礎ポートフォリオに何を含めるかをまず決定します。基礎ポートフォリオに含まれることができる項目は、金利改定リスクを生じさせるもので、かつ、適格要件を満たすものに限られます。基礎ポートフォリオに含まれた項目の合計はNRRE（正味金利改定リスク・エクスポージャー）と呼ばれます。

つまり、NRREは、適格な金融商品と取引から生じる金利改定リスクの純額ポジションを表すものであり、以下に説明するステップにより算定されます。

基礎ポートフォリオの識別

ED.7.2.1-7.2.4,
B7.2.1-B7.2.8

企業は、金利改定リスクにさらされる金融資産、金融負債および取引、すなわち基礎ポートフォリオを識別します。

公開草案では、どのような項目が適格、つまり基礎ポートフォリオに含めることができるかについて、以下と述べています。

適格な項目

償却原価で測定される金融資産・金融負債

その他の包括利益を通じて公正価値で測定（FVOCI）される負債性金融資産

以下のいずれかを満たす、将来の取引

- 基礎ポートフォリオ内の適格な金融資産・金融負債から見込まれる再投資や再調達であって、当該再投資・再調達時点における市場金利で行われると予想されるもの。
 - 未認識の確定約定
 - 発生可能性が非常に高い、予定取引。
たとえば
 - 現在および将来の顧客に対して行われる融資であって、
 - 事前に決定された固定金利で行われるが、拘束力のある最終的な契約はまだ交わされておらず、
 - しかしながら融資の実行に至る可能性は非常に高いと考えられる
- このような予定融資のうちの一部は、適格要件を満たす可能性がある。

IFRS第9号の一般ヘッジにおいてヘッジ関係に指定されている金融商品については、ヘッジ関係が全体として企業の金利改定リスク・エクスポージャーに影響を与える場合には、適格となる。

適格ではない項目

純損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）金融資産・金融負債

ただし、ヘッジ対象エクスポージャーに含まれるデリバティブは適格である。

資本性金融商品



なぜ一部の金融商品はリスク軽減会計において基礎ポートフォリオに含めることに適格ではないのですか。

リスク軽減会計では、一部の金融商品は基礎ポートフォリオに含めることが認められていません。

資本性金融商品

一部の企業では、資本性金融商品も金利改定リスク管理活動において考慮の対象としています。資本は無利息の資金調達源とみなすことができるため、リスク管理の目的上、固定金利の負債と類似した性質を有すると考えることができます。しかしながら、資本はリスク軽減会計のモデルにおいて適格な項目とはなりません。資本は、金利改定リスクに直接的にはさらされていないためです。配当の分配や資本の払戻しは持分変動計算書において会計処理され、企業の正味金利収益には影響を及ぼしません。

FVTPLで測定するデリバティブ

デリバティブは通常FVTPLで測定され、一般的に基礎ポートフォリオに含めることに適格ではありません。デリバティブを含めることは基礎ポートフォリオにレバレッジを生じさせること、またデリバティブは実効金利法に基づき計算される正味金利収益（NII）に影響を及ぼさないことが理由です。ただし、上記のヘッジされたエクスポージャーの一部であるデリバティブは基礎ポートフォリオに含めることに適格である場合があります。

FVTPLで測定するその他の金融商品

FVTPLで測定するその他の金融商品は、基礎ポートフォリオに含めることに適格ではありません。これは、金融商品がFVTPLで測定されることにより、当該金融商品とリスク軽減に使用されるデリバティブの間会計上のミスマッチが生じず、ヘッジ会計が必要ではないためです。

ED.BC49–BC50

ED.BC47–BC48,
BC56–BC63

ED.BC47–BC48



リスク軽減会計適格とされる項目は、現行のヘッジ会計でヘッジ適格とされる項目と違いますか。

ED.7.2.1–7.2.4,
B7.2.1–B7.2.8,
IFRS 9.6.1.3,
6.3.1–6.3.4, 6.6.1

はい。違いがあります。

現行のヘッジ会計では、金利改定リスクを生じさせる項目として企業が経済的に管理している場合でも、ヘッジ会計に適格ではないとされる項目、例えば要求払いのコア預金をヘッジ対象に含めることは認められていません。これに対処するため、代用ヘッジが行われたり、また、EUカーブアウトへの依拠が必要となったりしました。多くの銀行ではリスク管理上要求払いのコア預金を正味金利改定リスク・エクスポージャーに含めて管理しています。しかし、現行ヘッジ会計では要求払いのコア預金は適格なヘッジ対象にはなりません。

リスク軽減会計では、要求払いのコア預金のようにNRREに含めることに適格な項目の対象範囲が広がりました。これにより、例えば従来のような代用ヘッジは必要ではなくなるかもしれません。ただし、依然として一部の金融商品はリスク軽減会計でもNRREに含めることに適格ではありません（2.2.1参照）。例えば資本性金融商品です。そのため今後も代用ヘッジが引き続き必要となる場合があるかもしれません。

基礎ポートフォリオから予想されるキャッシュ・フローの、タイムバケットへの配分

ED.7.2.9–7.2.10,
B7.2.9–B7.2.12

適格な基礎ポートフォリオを識別したら、次に、基礎ポートフォリオ内の項目から予想されるキャッシュ・フローをタイムバケットごとに配分します。その際、契約条件、及び予想される金利改定日を考慮します。

この配分により、複数の異なる期間を対象とした金利改定リスクの管理が可能となります。

契約上の満期日が予想される金利改定日と一致しない場合、以下を考慮して予想される金利改定日を決定します。

- 組み込まれたオプション（たとえば、期限前償還特性や預金を期限前に引き出す権利）を含む契約条件、および
- 適切な場合には、組み込まれたオプションが行使されると企業が予想するタイミング

基礎ポートフォリオの予想されるキャッシュ・フローを見積もり、各タイムバケットへ配分するためには、経営者は合理的で裏付け可能な情報に基づいて仮定を立て、判断を行使する必要があります。

このため、基礎ポートフォリオ内の項目の契約条件だけではなく、市場環境、過去の顧客行動、その他の関連する要因を考慮した行動モデルの開発が必要となることも考えられます。

リスク軽減会計においては、金融資産の再投資や金融負債の再調達から見込まれる将来の取引をどの程度含めるか、また、予定取引についてはポートフォリオレベルで発生可能性が極めて高いか、などを検討する際に、判断が必要となります。



キャッシュ・フローをタイムバケットに配分する際に、信用リスクを考慮する必要がありますか。

場合によります。公開草案では、以下のようなフェーズで信用リスクを考慮する必要があるかどうかについては、明確に述べていません。

- 信用減損金融資産を基礎ポートフォリオに含めることに適格であるかどうかを検討する。
- 信用減損金融資産からのキャッシュ・フローをタイムバケットに配分する。

具体的なガイダンスがないため、基礎ポートフォリオに含まれる金融資産からのキャッシュ・フローに信用リスクがどのような影響を与えるかを評価する際に、企業は通常、自身のリスク管理実務を参考にするようになります。規制上の観点からは、一部の法域では銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の評価において信用リスクを考慮しないことが明示的に求められている場合もあります。このため、銀行がキャッシュ・フローを各タイムバケットに配分するために使用する行動モデルでは信用リスクの影響をほとんど受けないものとなる可能性があります。

いっぽう、信用減損資産の契約上のキャッシュ・フローが実際にその通り実現するかどうかには、信用減損金融資産を金利改定リスクのリスクプロファイルから除外する企業もあるかもしれません。

リスク指標によるNRREの測定

ED.B7.2.13–B7.2.14,
BC65

企業は、リスク管理戦略で特定したリスク指標（たとえば、PV01、 Δ NIIや想定元本ベースのリブラシング・ギャップ）を基礎ポートフォリオから予想されるキャッシュ・フローについて観察することで、各タイムバケットにおけるNRREを測定します。



異なるタイムバケットに対して異なるリスク指標を使用することができますか。

はい、可能です。

リスク軽減会計では、リスク管理戦略と整合的であるならば、異なるタイムバケットに対して異なるリスク指標を使用することが認められています。たとえば、リスク管理戦略において収益の安定性が優先される期間では Δ NIIを使用し、EVEの保全が優先される他の期間では Δ EVEを使用する場合があります。しかし、各タイムバケットのエクスポージャーについては単一のリスク指標を使用してNRREを測定します。

銀行は多くの場合、リスク管理の観点からは、各タイムバケットについて2つ以上のリスク指標を併用して多面的にリスクを観察しています。リスク軽減会計を適用するために、もっとも適切なリスク指標を銀行がどのように決定するのかについては、現状の公開草案では明確ではありません。

測定にあたってリスク指標を使用するという点で、リスク軽減会計は現行のヘッジ会計と異なります。



ヘッジ対象となるリスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であることを求める現行ヘッジ会計の要求事項はリスク軽減会計において引き続き適用されますか。

ED.7.2.6, BC27-
BC28, IFRS 9.6.3.7(a)

部分的には適用されます。

リスク軽減会計では、NRREは信頼性をもって測定可能である必要があり、軽減利率の種別ごとに集約することが求められます。軽減利率は、基礎ポートフォリオの金利改定リスクを左右する金利（たとえば、EuriborやSONIA、SOFR）を反映し、企業のリスク軽減活動の有効性を測定する基準として機能する利率であり、企業のリスク管理戦略において定義されます。リスク軽減会計のモデルにおいては、明瞭性と一貫性を確保するために、各基礎ポートフォリオはそれぞれ特定された（一種類の）軽減利率が適用されます。

現行のヘッジ会計では、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である場合にヘッジ対象の特定のリスク要素についてヘッジ指定を行うことができます。しかしリスク軽減会計では、企業がリスク管理の目的で考慮している実際のベンチマーク金利と整合する軽減利率が使用されます。したがって、「独立に識別可能」の要件について、IASBは、軽減利率が基礎ポートフォリオに含まれる独立に識別可能なリスク要素でなければならないと求めることは適切ではないと結論づけました。一方「信頼性をもって測定可能」のほうの要件はリスク軽減会計でも引き続き適用されます。信頼性を以て測定可能であることによって、軽減利率の変動が基礎ポートフォリオに与える影響、ひいては財政状態計算書のリスク軽減調整額に与える影響を企業が定量化する際に、十分な精度が確保されることになります。



設例1 –NRREの測定

B銀行は5年間金利が5%で固定されている貸出金（1百万円）を顧客に提供しており、その原資は金利が2%で固定されている1年物の預金（1百万円）で調達されている。B銀行は所定の要件を満たしていることから、リスク軽減会計の適用を選択しています。

B銀行はNRREを算定するために以下の手順を実施します。

手順	詳細
基礎ポートフォリオの識別	顧客への貸出金と預金はそれぞれIFRS第9号において償却原価で測定する金融資産と金融負債であり、適格要件をみたすため基礎ポートフォリオに含めることができます。B銀行は貸出金と預金を純額ベースでリスク管理しています。
基礎ポートフォリオから予想されるキャッシュ・フローの、各タイムバケットへの配分	B銀行は、リスク管理戦略に則りリスク軽減対象期間を5年間として、当該期間にわたって生じるキャッシュ・フローを予測します。この5年間に於いて、B銀行は貸出金には金利改定が生じないと予想していますが、預金は市場の実勢金利で毎年再調達することを見込んでいます。したがって、B銀行は2年目の期首から5年目を通じた期間にわたって金利改定リスクにさらされています。
リスク指標を使用したNRREの測定	B銀行はリスク管理戦略と整合するリスク指標としてΔNII（各タイムバケットにおいて軽減利率が100ベース・ポイントの平行移動とした場合の純金利収益の変動）を使用してNRREを測定します。B銀行は2年目の期首から5年目を通じた期間にわたって100ベース・ポイントの軽減利率の変動毎に、10,000円のΔNIIにさらされています。

年	貸出金		預金		想定元本ベースの リプライシング・ギャップ ³ A	NRRE $\Delta \text{NII } 100\text{bp}^4$ B = $A \times 1 / 100$
	元本金額	固定／変動	元本金額	固定／変動		
1	1,000,000	固定	1,000,000	固定	-	-
2	1,000,000	固定	1,000,000	変動	1,000,000	10,000
3	1,000,000	固定	1,000,000	変動	1,000,000	10,000
4	1,000,000	固定	1,000,000	変動	1,000,000	10,000
5	1,000,000	固定	1,000,000	変動	1,000,000	10,000

3. 想定元本ベースのリプライシング・ギャップは、固定金利の元本と変動金利の元本の差額として計算される。資産と負債の元本が等しく、固定されている場合には、想定元本ベースのリプライシング・ギャップはゼロになる。
4. 年利2%の預金（1百万円）に係る利息費用は、2万円。
 軽減利率が100ベース・ポイント上昇し3%になった場合、年間の利息費用は2年目から5年目のそれぞれについて3万円となる。
 いっぽう、固定金利貸出金（1百万円）に係る利息収益（年間5万円）はリスク軽減を図る対象期間にわたって軽減利率の市場における変動に基づいて変動しない。
 100ベース・ポイントの軽減利率の変動により、2年目から5年目のそれぞれについて1万円の ΔNII （1万円＝3万円－2万円）が生じる。

2.3 リスク軽減

ED.7.3.6, BC73

特定した正味金利改定リスク・エクスポージャー（NRRE）に対して、企業はリスク軽減を図るために、金利改定リスクがリスク管理戦略に定めた限度額の範囲に収まるようなデリバティブ契約を締結します。

ED.7.3.1

金利改定リスクを軽減するためのデリバティブを、リスク軽減会計のモデルでは指定デリバティブと呼びます。

2.3.1 指定デリバティブ

ED.7.4.3

指定デリバティブはリスク軽減会計において、NRREがリスク限度の範囲内に収まるようにどのように管理されているかを裏付けるという重要な役割を担っています。

ED.7.3.4–7.3.8

リスク軽減会計では、指定デリバティブは以下の要件を満たす必要があります。

- リスク管理戦略と整合的であること
- 正式に指定され、文書化されていること
- 対外取引であること
- 金利リスクに係る他のヘッジ関係において、既にヘッジ手段として指定されているものではないこと
- デリバティブの存続期間全体にわたっての公正価値変動を含めるものであること（デリバティブの想定元本の比例割合は指定できるが、存続期間の一部のみという指定はできない）

ED.7.3.1–7.3.3, BC71

企業はオフマーケット・デリバティブ（指定時点の公正価値がゼロではないデリバティブ）を含む様々な種類の金利デリバティブを指定デリバティブとして用いることができます。例えば、

- 金利スワップ（ベシス・スワップやフォワード・スタート・スワップを含む）
- 金利先渡契約
- 金利先物契約
- 金利オプション（一般ヘッジ同様、正味売建オプションは指定デリバティブとして適格ではありません。ただし、正味売建オプションが買建オプションによって相殺され、全体としては正味売建オプションとならない場合（たとえば、ゼロコストカラー）には、正味売建オプションを指定デリバティブに含めることができます）

公正価値の変動が軽減利率の変動に関連しないリスク（たとえば、信用リスク）によって著しく影響を受けるようなデリバティブは、指定デリバティブとして適格ではありません。



リスク軽減会計において、オプション（非線形デリバティブ）を指定デリバティブとして用いることは認められていますか。

ED.BC71

はい。企業の基礎ポートフォリオに非線形の金利改定リスクが含まれており、そのようなリスクをオプションを用いて軽減するという状況は考えられます。

例えば、個人向け住宅ローンのポートフォリオにおけるパイプライン・リスクです。パイプライン・リスクというのは、実際に貸出金が行われる前に、銀行が顧客に対して固定金利による貸出の提案にコミットすることで生じるリスクです。この場合、顧客は提案された利率を受け入れて融資を受けるか、もしくは、参照金利が低下した場合には改めて利率を再交渉するか、選択肢を持つことになります。銀行としてはオプションを売っていることと同じ状態となります。このような「パイプライン・エクスポージャー」は、貸出金を実際に行われるまでは、通常、財政状態計算書に金融資産として認識されることはありません。しかし、リスク管理上は、この金利オプションのリスクに対処することが求められます。

このようなパイプライン・リスクを軽減したい場合、金利スワップのような線形デリバティブではなく、金利フロアやスワップションのようなオプションを用いることで、より効果的なヘッジが可能となります。しかしながら、IFRS会計基準を適用する銀行の多くは、住宅ローンポートフォリオのヘッジに主に線形デリバティブを使っています。非線形デリバティブはコスト

が高く、流動性も低いという理由ももちろん考えられますが、それ以上に、現行のヘッジ会計の要求事項のもとでは、非線形デリバティブ用いたヘッジには課題が多いという事情がその背景にあると考えられます。

近年、市場のボラティリティの高まりを受け、オプション性リスクの管理手段として金利キャップや金利フロアを活用する手法への関心が改めて高まっています。しかし、現行のヘッジ会計における制約により、実際にはその活用は広まっていません。リスク軽減会計のもとでは、非線形デリバティブを指定デリバティブの一部として活用できる可能性がありますが、その取扱いは複雑なものとなり得るため、フィールドテストの過程において慎重に検討する必要があります。

2.3.2

リスク軽減目的

ED.7.4.1~7.4.4, B7.4.1

リスク軽減目的は、指定デリバティブを締結することにより、企業が金利改定リスクを「どの程度まで軽減しようとしているか」を表します。リスク軽減目的は、リスク軽減を図る対象期間にわたるタイムバケットのそれぞれについて、特定します。その際、各タイムバケットについてNRREをどのようなリスク指標で測定しているかにより、おなじリスク指標を用いてリスク軽減目的を特定します。いずれのタイムバケットにおいても、そのタイムバケットに存在するNRREの値を超過してリスク軽減目的を特定することはできません。

基礎ポートフォリオに含まれる項目は動的な性質を持っていることから、企業は金利改定リスクを動的に管理します。すなわち金利改定リスクを軽減するために企業は指定デリバティブを頻繁に取引します。

ED.7.4.4, B7.4.4, BC81

このことから、リスク軽減会計においては、企業は指定デリバティブを取引するたびに、リスク軽減目的を特定する必要があることとなり、その頻度は日次となることも考えられます。

ED.7.4.4, BC82

リスク軽減目的に変更が生じた場合、その効果はすべて将来に向かって適用されます。リスク軽減目的の見直しは、企業が過去の期間にどのようなリスク軽減目的を特定していたかに影響されることはありません。



押さえておくべきポイント：リスク軽減目的の特定

ED.BC71

目的：企業は報告期間を通じて継続的にリスク軽減活動を行います。したがって金利改定エクスポージャーを軽減するために指定デリバティブを取引するたびに新たなリスク軽減目的を指定する必要があります。

いつ行うか：リスク管理戦略に沿って新しい指定デリバティブを締結するたびに、期間を通じて行います。その頻度は日次や週次になることもあります。

会計処理：リスク軽減目的の指定によって必要となる仕訳はありません。

指定デリバティブについては、他のデリバティブと同様に会計処理します。約定時に仕訳が生じるのは、正味プレミアムが生じるオプションやオフマーケット・デリバティブを締結する場合のみです。

想定される主な検討事項：リスク軽減目的の指定は高い頻度で繰り返されるため、以下の点について検討が必要です。

- プロセスと内部統制
- 新たに指定デリバティブを締結した際の文書化、リスク軽減目的の更新、及びこれに伴うベンチマーク・デリバティブの更新



設例1A – 指定時のリスク軽減目的の特定Example 1A

設例1に引き続きB銀行のリスク管理戦略では、それぞれのタイムバケットについて100ベース・ポイントの軽減利率の変動に対して2千円のΔNIIをリスク限度として設定しているとします。B銀行は以下のフォワード・スタートの金利スワップを締結します。

特徴	詳細
想定元本	800,000
期間	4年間
条件	固定金利（2%）支払い・変動金利（SOFR）受取り
金利スワップの開始日	1年目末

この金利スワップはリスク軽減会計において適格な指定デリバティブです。

金利スワップを締結することにより、B銀行はNRREのリスクプロファイル（軽減利率が100ベース・ポイント変動した場合のΔNII）を以下のように変化させます。

年	NRRE A	金利スワップの効果 B	リスク軽減目的 C = B	軽減後のNRRE D = B - A
1	-	-	-	-
2	10,000	8,000	8,000	2,000
3	10,000	8,000	8,000	2,000
4	10,000	8,000	8,000	2,000
5	10,000	8,000	8,000	2,000

上記の表における金利スワップの効果は、軽減利率が100ベース・ポイント変動した場合の利息の正味受取額または支払額の変動を表します。

B銀行は、軽減利率が100ベース・ポイント変動した場合の金利改定リスクへのエクスポージャー（ΔNII）2,000円を引き続き有していますが、これはリスク管理戦略に定められた5年間のリスク限度の範囲内に収まっています。リスク軽減目的は指定デリバティブにより裏付けられることから、2年目の開始時点から5年目までの期間についてΔNIIで表されるリスク軽減目的は、8,000円と特定されることになります。



設例2 - リスク軽減目的の見直し

H社は、100単位のエクスポージャーをNRREに有しており、これに対し、75単位の金利改定リスクを軽減する指定デリバティブを締結します。H社はリスク管理戦略に基づくリスク管理として、75単位のリスク軽減目的を特定します。

H社は、リスク管理戦略に基づき金利改定リスクを追加的に軽減することを考え、5単位の金利改定リスクを追加的に軽減する新しい指定デリバティブを締結します。H社は、80単位を更新されたリスク軽減目的として特定します。

75単位から80単位へのリスク軽減目的の変更は将来に向かって適用され、過去の期間における75単位のリスク軽減目的及びこれに関連する会計処理には影響しません。

3 会計処理

リスク軽減会計では、リスク軽減調整という新たな概念が導入されています。リスク軽減調整は、その計上額が限度額を超過していないか、報告日において評価が要求されます。

第2節では企業のリスク管理活動、それから、そのリスク管理活動がリスク軽減会計のモデルの要素としてどのように表現されるかを取り扱いました。本セクションではそれらの要素が財務諸表にどのように反映されるかを取り扱います。

3.1 ベンチマーク・デリバティブ

ここまでで、リスク管理戦略に基づくリスク管理活動に沿って、NRREを識別し、指定デリバティブを締結し、リスク軽減目的を特定するところまで説明しました。

ED.7.4.5, B7.4.7

リスク軽減目的は金利改定リスクの絶対量であり、リスク指標で表現されています。つまり、識別可能な特定の金融商品や帳簿価額を表すものではありません。指定デリバティブによって金利改定リスクがどの程度効果的に軽減されたかを測定するためには、リスク軽減目的の値の変動と指定デリバティブの価値の変動を比較できる形にリスク軽減目的を「変換」する必要があります。このために、企業はベンチマーク・デリバティブの構築が求められています。

3.1.1 ベンチマーク・デリバティブの役割

ED.B7.4.8, BC84

ベンチマーク・デリバティブは、IFRS第9号の一般ヘッジで用いられる仮想デリバティブに類似しており、リスク軽減目的で定めた金利改定リスクの時期と量を測定するための数学的な便法です。ベンチマーク・デリバティブは、リスク軽減目的のすべての重要な条件と一致するように構築する必要があります（すなわち、ベンチマーク・デリバティブはリスク軽減目的に含まれる経済的特性のみを反映する必要があります）。

ED.7.4.5, B7.4.9

ベンチマーク・デリバティブは、貨幣の時間価値を反映した現在価値ベースで構築されます。このベンチマーク・デリバティブは常に市場条件で設定される必要があります。すなわち、約定時点の公正価値はゼロとなるように構築します。ベンチマーク・デリバティブはリスク管理戦略に定められた軽減利率に基づいて構築されます。



基礎ポートフォリオや指定デリバティブにオプション性が含まれる場合に、指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブの間に差異は生じますか。

はい、生じると考えられます。

基礎ポートフォリオには、貸出金の早期返済オプションのような組込オプションを有する金融商品が含まれる可能性があります。リスク軽減会計では、この組み込まれたオプションの影響は、独立したデリバティブのようにオプションプライシングモデルでその価値変動を測定するのではなく、NRREにおいて予想キャッシュ・フローの見積り及び行動上の仮定に反映されることで織り込まれます。これを受けてオプションを使用することでベンチマーク・デリバティブの構築にどのような影響が生じるかについては、公開草案には具体的なガイダンスを示されていません。

このため、リスク軽減に用いられる指定デリバティブにオプション性が含まれる場合でも、基礎ポートフォリオの金利改定リスクの測定やベンチマーク・デリバティブの構築が、オプションプライシングモデルではなく予想キャッシュ・フローの見積りに基づいて行われるということになるのかもしれませんが。その場合、指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブの間に差異が生じる可能性があります。リスク軽減会計を適用する際には、このような不整合の潜在的な発生要因を認識し、リスク管理及び報告プロセスにおいて考慮する必要があります。



設例3 - ベンチマーク・デリバティブの構築

C銀行はユーロ圏で営業を行い、保有する金融資産及び金融負債から生じる金利改定リスクをリスク管理戦略に沿って管理しています。リスク管理戦略と金利改定リスクの管理活動に関するポリシーは以下のとおりです。

領域	説明
リスク軽減を図る範囲	C銀行の銀行勘定で保有する、金利改定リスクを生じさせると特定された金融資産及び金融負債
目的	リスク軽減の対象となる期間にわたり、純利息収益（NII）を安定化させる
軽減利率	12ヵ月物Euribor
リスク指標	金利改定満期のギャップ
許容されるリスク限度	±200,000の範囲内の金利改定満期のギャップ
リスク軽減の対象期間	5年間

C銀行は所定の手法を用いて、金利改定日の予想に基づきキャッシュ・フローを各期間に配分しています。

C銀行は基礎ポートフォリオに含まれる金融資産と金融負債が適格要件（2.2.1参照）を満たすことを評価のうえ確認しています。ここには以下のものが含まれています。

金融資産		金融負債	
条件	金額	条件	金額
FA1 固定金利（3%）の10年債	200,000	FL1 変動金利（12ヵ月物Euriborを参照）の金融負債（2年満期）	500,000
FA2 固定金利（5%）の住宅ローン（4年満期）	1,000,000	FL2 無利息のコア預金（市場金利に関わらず4年間引き出されないと予想される）	600,000
金融資産合計	1,200,000	金融負債合計	1,100,000

金融資産と金融負債のギャップ（100,000）は、C銀行の自己資本によりまかなわれています。

C銀行は金利改定満期ギャップをリスク指標として、基礎ポートフォリオに含まれる正味金利改定リスク・エクスポージャー（NRRE）を測定しています。

20X1年1月1日時点の正味金利改定リスク

	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
固定金利エクスポージャー					
FA1	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
FA2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	-
FL2	(600,000)	(600,000)	(600,000)	(600,000)	-
固定金利エクスポージャー合計	600,000	600,000	600,000	600,000	200,000
変動金利エクスポージャー					
FL1	(500,000)	(500,000)	-	-	-
FL1の再調達	-	-	(500,000)	(500,000)	(500,000)
FA2の再投資	-	-	-	-	1,000,000
FL2の再調達	-	-	-	-	(600,000)
変動金利エクスポージャー合計	(500,000)	(500,000)	(500,000)	(500,000)	(100,000)
=NRRE					
(キャッシュ・フローの変動性)					

C銀行は金融商品を保有することで、金利改定日に金利改定リスクにさらされています。

リスク管理戦略に従いC銀行は1年目から4年目の金利改定ギャップ（想定元本ベース）を±200,000のリスク限度の内に収める必要があります。

C銀行は、リスク軽減の対象となる5年間のうち最初の4年間のそれぞれのタイムバケットにおけるNRREが500,000になると測定しています。すなわち、この4年間に含まれるそれぞれのタイムバケットにおいて、NRREがリスク限度を300,000超過していることになります。

リスク限度内に金利改定リスクを軽減し、純利息収益（NII）を安定化させるというリスク管理戦略を達成するために、C銀行は、固定金利を支払い、Euribor連動金利を受け取る金利スワップ（想定元本300,000、期間4年）を締結、これを指定デリバティブに指定し、文書化を行います。

金利スワップの想定元本額に合わせて、C銀行は1年目から4年目の期間の金利改定満期ギャップの金額（300,000）をリスク軽減目的として特定します。金利スワップは指定デリバティブの要求事項（2.3.1参照）を満たしているため、C銀行は金利改定リスクへの正味エクスポージャーから生じるキャッシュ・フローの変動をリスク限度の範囲内に収まるように軽減することができます。

その後、C銀行はリスク軽減目的のすべての重要な条件（たとえば、金利改定リスクの発生時期と金額）に一致する金利スワップを、ベンチマーク・デリバティブとして構築します。具体的には、C銀行がEuriborを参照する変動金利を支払い固定金利を受け取る、当初公正価値がゼロの金利スワップ（想定元本300,000、期間4年）がベンチマーク・デリバティブとして構築されます。

3.1.2

想定外の変動に伴うベンチマーク・デリバティブの調整

ED.7.4.6~7.4.7,
B7.4.10~B7.4.14

企業は、基礎ポートフォリオに含まれる適格項目から見込まれる金利改定について、その時期や程度に関する見積りに基づいてベンチマーク・デリバティブを構築します。金利改定の時期が当初想定したよりも前後するなど、想定外の変動が生じた場合には、正味金利改定リスク・エクスポージャー（NRRE）が指定されたリスク軽減目的を下回ってしまう可能性があります。この場合、実際にさらされている以上の金利改定リスクが指定デリバティブにより軽減されることで、NRREに存在しないリスクポジションが新たに作り出される結果となります。

NRREが指定されたリスク軽減目的を下回った場合には、こうした想定外の変動の影響を反映するために、ベンチマーク・デリバティブを調整する必要があります。

リスク軽減会計では、想定外の変動がベンチマーク・デリバティブに及ぼす影響を見積もるための具体的な方法については、規定はありません。企業は、影響を受ける基礎ポートフォリオに含まれる適格な項目の特性や金利構造、並びに想定外の変動が発生した時期などの合理的で裏付け可能な情報に基づいて適切なアプローチを選択することが求められると考えられます。

ED.B7.4.14, BC87

基礎ポートフォリオにおける想定外の変動を反映するためにベンチマーク・デリバティブを調整することは、実際には容易ではない可能性があります。多くの場合に大規模かつ複雑となるポートフォリオの全体にわたって、すべての関連性のある変動を適時に把握するためには、システム、プロセス、及び内部統制の強化が必要となるかもしれません。一部の企業では、想定外の変動の影響を反映するために必要となる合理的で裏付け可能な情報を、過度なコストや労力をかけることなく入手することはできないかもしれません。このような場合には、「想定外の変動」を、リスク軽減目的が最後に指定された時点で生じたものとみなすことが認められます。たとえば、リスク軽減目的が毎月見直して指定しているような場合、想定外の変動は、その月の月初に一度に発生したものと仮定することができます。



押さえておくべきポイント：想定外の変動に伴うベンチマーク・デリバティブの調整

目的：期間中に、基礎ポートフォリオに影響を与える想定外の変動が生じ、NRREの額が指定されたリスク軽減目的を下回った際に、ベンチマーク・デリバティブの調整が必要となります

いつ行うか：期間を通じて、基礎ポートフォリオに想定外の変動が生じた時点で、合理的で裏付け可能な情報がない場合には、最後にリスク軽減目的を特定した時点で想定外の変動が生じたものとみなすことができます。

会計処理：該当なし。

想定される主な検討事項：基礎ポートフォリオにおける想定外の変動を把握するためのプロセスを決定する必要があります。

ベンチマーク・デリバティブの調整に際しては、以下を行う必要があります。

- 基礎ポートフォリオから想定されるキャッシュ・フローを見直す
- 想定外の変動の内容と発生状況に応じて、指定時に用いた仮定が引き続き適切であるかどうかを判断する

3.2 リスク軽減調整額

ED.7.4.8

指定デリバティブにより軽減された金利改定リスクは、リスク軽減調整額として表現されます。リスク軽減調整額は以下の2つの金額のうち、絶対値ベースでいずれか低い方として算定されます。

- 指定デリバティブが指定された日以降に生じた、指定デリバティブの累積損益
- ベンチマーク・デリバティブの公正価値（現在価値）の累積変動額

ED.7.4.8, BC94

上記は、キャッシュ・フロー・ヘッジでの「いずれか低い方」テストに類似した考え方になります。

ED.7.4.10,
B7.4.15, B7.4.17

リスク軽減調整額は財政状態計算書に認識されます。リスク軽減調整額として累積された金額は、基礎ポートフォリオに含まれる金融商品の金利改定差異が損益に影響を及ぼす報告期間において、損益に認識されます。リスク軽減調整額を損益に認識する適切なタイミングを決定する際に、ベンチマーク・デリバティブから生じる損益の発生パターンを参照することができます。

ED.7.4.9

指定デリバティブの累積損益がベンチマーク・デリバティブの公正価値（現在価値）の累積変動額を上回る場合には、超過部分はただちに損益に認識されます。



財政状態計算書上のリスク軽減調整額は、資産や負債に該当すると考えてよいですか。

ED.BC90

いいえ。リスク軽減調整額は、財政状態計算書における借方残高または貸方残高を構成はするものの、「財務報告に関する概念フレームワーク」における資産や負債には該当しません。なぜならば、リスク軽減調整額は権利または義務を表すものではないからです。むしろ、リスク軽減会計の経済的効果を財務諸表に反映するための会計上の調整項目と考えられます。

自己資本規制上、リスク軽減調整額がどのように取り扱われるかについては、依然として明らかではありません。たとえば、借方残高として認識されたリスク軽減調整額がリスク・アセットの一部を構成するのかどうかは現時点では明確ではありません。



押さえておくべきポイント：リスク軽減調整額

目的：基礎ポートフォリオから生じる損益影響と対応するように、将来的に損益に振り替えられる、財政状態計算書に繰り延べられた、指定デリバティブにより軽減された金利改定リスクの測定

いつ行うか：少なくとも、報告日ごとに実施します。月次など、より頻繁に再測定を行うことが望ましい場合もあります。

会計処理：財政状態計算書にリスク軽減調整額を認識します。指定デリバティブの公正価値の変動のうち、リスク軽減調整額として認識されない金額は損益に認識します。

想定される主な検討事項：リスク軽減調整額の測定にあたっては、ベンチマーク・デリバティブと指定デリバティブの公正価値をそれぞれ算定する必要があります。



設例3A - リスク軽減調整額の算定

設例3に続き、C銀行は「いずれか低い方」の評価に基づきリスク軽減調整額を算定します。

1年目の期末において、軽減対象となる市場金利のイールドカーブが300ベース・ポイント、下方に平行移動したとします。この変動による1年目の期末時点の指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブの公正価値の変動額は以下の通りです。

指定デリバティブ	ベンチマーク・デリバティブ
損失：(24,898)	公正価値の増価：24,898

1年目において、リスク軽減目的に変更はなく、正味金利改定リスク・エクスポージャー（NRRE）に影響を与える想定外の変動もなかったとします。この場合、1年目の期末において、ベンチマーク・デリバティブにより表される金利改定リスクは指定デリバティブによって適切に軽減されていることになります。

C銀行は、1年目の期末に、「いずれか低い方」の評価に基づき算定されたリスク軽減調整額、24,898（借方残高）を財政状態計算書に認識します。

会計処理の詳細及び1年目の期末時点の財務諸表への影響については、別紙 4で説明しています。

3.3 リスク軽減調整額の超過額

ED.7.4.11–7.4.12,
B7.4.18–B7.4.19,
BC104–BC105

報告日において、企業は、財政状態計算書に認識したリスク軽減調整額が過大計上されていないかを評価することが求められています。即ち、リスク軽減の対象となる期間を通じて、リスク軽減調整額の全額を実現させることができない可能性を示す兆候があるかどうか、を評価する必要があります。このような状況は、報告期間中に企業の正味金利改定リスク・エクスポージャー（NRRE）に想定外の変動が生じ、その影響がベンチマーク・デリバティブへの調整として十分に反映されていない場合に生じる可能性があります。そのような兆候が存在する場合、リスク軽減調整額と認識されている金額が、報告日時点における「NRREの現在価値」を超過していないかどうかを評価する必要があります。

ED.B7.4.19,
BC101–BC105

リスク軽減会計においてリスク軽減調整額の超過額の評価は求められているのは、このような手続きを設けることで、「NRREに想定外の変動が生じたときにはその影響に応じてベンチマーク・デリバティブを調整しなければならない」とされているプロセスを、簡便化できる可能性があるためです。リスク軽減調整額の超過額の評価は、過大計上の有無をチェックすることで、リスク軽減調整額がリスク軽減の対象となる期間を通じて基礎ポートフォリオから生じると見込まれる金利改定リスクの影響を適切に表現するものとなっていることを担保するバックストップとして機能します。

ED.7.4.14

リスク軽減調整額の超過額が生じた場合、超過額はただちに損益に認識します。将来の期間においてリスク軽減調整額に戻し入れられることはありません。

ED.7.4.13, B7.4.20

「NRREの現在価値」とは、報告日においてNRREの全体に対してリスク軽減を行っていたと仮定した場合に計上されているであろうリスク軽減調整額、すなわちリスク軽減調整額の理論上の上限額を表します。NRREの現在価値は報告日時点の基礎ポートフォリオ（金融資産、金融負債のほか将来の取引を含む）に基づき算定されます。



報告日時点のNRREの現在価値を算定する際に、リスク軽減目的を考慮すべきでしょうか。

いいえ、リスク軽減目的は考慮しません。

NRREの現在価値を算定する際には、リスク軽減の対象となる期間にわたって基礎ポートフォリオから予想されるすべてのキャッシュ・フローの現在価値を計算します。このアプローチは、基礎ポートフォリオから生じるエクスポージャーの一部としてリスク軽減目的が特定されている場合であっても適用されます。



リスク軽減調整額の超過額の評価は報告日に必ず実施しないといけないのでしょうか。

いいえ、必ず実施しないといけないということではありません。

リスク軽減会計の開発過程で、IASBは、基礎ポートフォリオにおける想定外の変動を適時に追跡することは、実務上実行不可能な場合も多い、という利害関係者からのフィードバックを受け取りました。ポートフォリオにおける変動を適時にモニタリングすることが困難な場合があるためです。IASBはまず、このフィードバックへの対応として、リスク軽減目的が最後に指定された日にNRREの想定外の変動が発生したものとベンチマーク・デリバティブの更新を行うことを認めました。しかし、利害関係者からは、その方法では、NRREにおける想定外の変動が及ぼすすべての影響を十分に反映できない可能性があるとの懸念が示されたことから、IASBは、リスク軽減調整額の評価を報告日に要求することで、妥当性を検証する仕組みを導入しました。

ED.7.4.11–7.4.12,
B7.4.18–B7.4.19,
BC101–BC110

企業が現在及び過去の期間におけるNRREの想定外の変動の有無を追跡し、継続的にベンチマーク・デリバティブを調整していた場合には、リスク軽減調整額が全額実現されると見込まれる可能性があります。この場合、報告日にリスク軽減調整額の評価を実施する必要があるかもしれません。同様に、一部の企業はNRREのすべてを軽減しようとはしておらず、リスク軽減目的をNRREよりも十分に小さい水準で指定しているかもしれません。NRREの想定外の変動が、リスク軽減調整額の過大計上のリスクを検討するうえで重要な影響とならないような場合には、追加的な評価を行うことなく、リスク軽減調整額が全額実現されると見込むことができる可能性があります。



NRREの現在価値を算定するにあたり、特定のアプローチを用いることが要求されますか。

ED.B7.4.21, BC110

いいえ。公開草案では、合理的かつ裏付け可能な情報に基づいている限り、さまざまなアプローチを認めています。

NRREの現在価値を算定するための評価技法は、報告日時点における基礎ポートフォリオから期待される将来キャッシュ・フローを、軽減利率で割り引くことで算定される現在価値を、反映するようなものである必要があります。

リスク軽減調整額を評価するにあたり、まず報告日時点のNRREをすべて軽減していたと仮定した場合にリスク軽減調整額がいくらとなるかを検討します。IASBは、NRREの現在価値を算定する際に、理論上のベンチマーク・デリバティブを構築することまでは求めていません。基礎ポートフォリオに含まれるすべての項目の現在価値を計算する以外にも、もっと簡便なアプローチを採用することもできます。たとえば、次のような方法が考えられます。

- ステップ1：基礎ポートフォリオに含まれる固定金利商品の現在価値を計算する
- ステップ2：固定金利商品と変動金利商品の想定元本にミスマッチがある場合には、変動金利商品に対するリスク軽減の影響を算定して、ステップ1の結果を調整する

IASBは、多くの企業が、変動金利商品に対するリスク軽減の影響を算定するための手法をすでに有していると考えています。しかしながら、リスク軽減調整額の超過額の測定に際しては、大量のデータ収集、モデル構築、及び継続的なモニタリングが必要になる可能性もあります。



リスク軽減調整額の超過額が損益に影響を与える可能性はありますか。また、どのような状況で利益が生じる可能性があるのでしょうか。

ED.B7.4.22

はい、超過がある場合には損益処理が必要になり、かつ、その方向は損失のみとは限りません。リスク軽減調整額は借方残高にも貸方残高にもなりえるためです。

通常、指定デリバティブの公正価値の累積変動額が損失である場合にはリスク軽減調整額は借方残高となります。この場合、企業は次のいずれか低い方の金額を借方に認識します。

- 指定デリバティブに係る損失
- ベンチマーク・デリバティブの公正価値の累積変動額

これに対して、指定デリバティブの公正価値の累積変動額が利益である場合にはリスク軽減調整額は貸方残高となります。この場合、企業は次のいずれか低い方の金額を貸方に認識します。

- 指定デリバティブに係る利益
- ベンチマーク・デリバティブの公正価値の累積変動額

上記を考えると、損益に認識されるリスク軽減調整額の超過額は損失にも利益にもなりえます。リスク軽減調整額が借方残高である場合にその超過額が減額されると、損失が生じることになります。いっぽう、リスク軽減調整額が貸方残高である場合にその超過額が減額されると、利益が生じることになります。



リスク軽減調整額の超過額が損益に認識された場合、残存するリスク軽減調整額の会計処理に影響はありますか。

ED.B7.4.17, B7.4.23,
BC112

はい、影響しますので気を付ける必要があります。

リスク軽減調整額として累積された金額をいつ損益に認識するかを決定する際には、ベンチマーク・デリバティブから生じる損益の発生パターンを参照することができます（第3.2節参照）。これは、ベンチマーク・デリバティブが、軽減された金利改定リスクのタイミングと金額を表しているためです。

しかし、企業がリスク軽減調整額を減額し、その超過額を先行して損益に認識してしまうと、残存するリスク軽減調整額はもはやベンチマーク・デリバティブと同じ対応関係を有しなくなってしまうため、その乖離を埋めるために、リスク軽減調整額を将来の期間において損益に認識する方法を調整する必要があります。リスク軽減会計のモデルでは、この調整を体系的かつ合理的な方法で実施することを提案しており、例えば定額法が使える場合もあると思われます。



押さえておくべきポイント：リスク軽減調整額の超過額

目的：リスク軽減調整額の計上額について、フォワードルッキングな観点から評価を実施するもの。報告日時点においてNRREがさらされている金利改定リスクに照らして、リスク軽減の効果を実現できる金額を超過してリスク軽減調整額が計上されていないかを見ます。基礎ポートフォリオにおいて想定外の変動が生じたことにより、リスク軽減の効果を實現できる金額に生じる影響を捕捉することを目的としています。

いつ行うか：報告日において、超過を示唆する兆候の有無を評価します。

会計処理：財政状態計算書に認識されたリスク軽減調整額を減額し、その影響は利益又は損失として損益に認識します。

想定される主な検討事項：企業は以下を決定する必要があります。

- リスク軽減調整額の評価が必要となる兆候が存在するか
- 報告日時点のNRREの現在価値をどのように算定するか、そのアプローチ



設例3B – NRREの現在価値の算定（公開草案の設例27のアプローチに基づく）

ED.IE220-IE230

設例3Aに引き続き、C銀行は、リスク軽減の対象となる期間にわたってリスク軽減調整額が全額は実現されないことを示す兆候があるかどうかを、報告日に評価します。NRREの状況は報告日で以下となっています。

	20X2	20X3	20X4	20X5
固定金利エクスポージャー				
FA1	200,000	200,000	200,000	200,000
FA2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	-
FL2	(600,000)	(600,000)	(600,000)	-
固定金利エクスポージャー合計	600,000	600,000	600,000	200,000
変動金利エクスポージャー				
FL1	(500,000)	-	-	-
FL1の再調達	-	(500,000)	(500,000)	(500,000)
FA2の再投資	-	-	-	1,000,000
FL2の再調達	-	-	-	(600,000)
変動金利エクスポージャー合計 =NRRE（キャッシュ・フローの変動性）	(500,000)	(500,000)	(500,000)	(100,000)

この設例では、想定外の変動は生じていません。C銀行はリスク軽減調整額の超過額が生じていることを示す兆候はないと結論付けています。

しかし、たとえば想定外の期限前返済が生じた場合など、リスク軽減調整額の超過額が生じていることを示す兆候が存在した場合には、C銀行はリスク軽減調整額の超過額を算定することになります。さまざまな方法が算定方法として考えられますが、C銀行は以下のアプローチを採用します。

NRREの現在価値の見積り

- ステップ1：固定金利商品の現在価値を計算する
- ステップ2：NRREにおいて固定金利商品が変動金利商品を上回っていることから、NRREにおける変動金利商品に対するリスク軽減の影響を反映するために、ステップ1で算定した現在価値を減額する

NRREから生じる予想キャッシュ・フローを、軽減利率で割り引くことにより、NRREの現在価値を算定します。

リスク軽減調整額とNRREの現在価値の比較

リスク軽減調整額がNRREの現在価値を上回る場合、C銀行はただちにその超過額を損益に認識します。損益に認識された超過額が将来の期間において戻し入れられることはありません。

事実関係を変更して、C銀行が事業運営に関する戦略を見直した結果、20X1年12月31日に金融資産の一部（FA1の60%、名目金額120,000）を売却したとします。C銀行は、売却代金のうち、100,000を中央銀行への預金として運用し、12ヵ月物Euriborに連動する利率で利息を受け取る とします。

	20X2	20X3	20X4	20X5
固定金利エクスポージャー				
FA1	80,000	80,000	80,000	80,000
FA2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	-
FL2	(600,000)	(600,000)	(600,000)	-
固定金利エクスポージャー合計	480,000	480,000	480,000	80,000
変動金利エクスポージャー				
FL1	(500,000)	-	-	-
FL1の再調達	-	(500,000)	(500,000)	(500,000)
FA2の再投資	-	-	-	1,000,000
FL2の再調達	-	-	-	(600,000)
中央銀行への預金	100,000	100,000	100,000	100,000
変動金利エクスポージャー合計 =NRRE（キャッシュ・フローの変動性）	(400,000)	(400,000)	(400,000)	-

FA1を60%売却したことで、FA1から生じる固定金利エクスポージャーが120,000減少し（200,000→80,000）中央銀行への預金により100,000の変動金利エクスポージャーの増加が生じました。その結果、基礎ポートフォリオに重大かつ想定外の変動が生じました。C銀行は報告日において認識されているリスク軽減調整額がリスク軽減の対象となる期間にわたって全額は実現されない可能性を示唆する兆候を識別しました。C銀行のシステムとプロセスにおける制約から、この想定外の変動の影響をベンチマーク・デリバティブへの調整として完全に反映することはできないとします。

リスク軽減調整額の超過額が存在するかどうかを判定するために、C銀行は報告日時点のリスク軽減調整額とNRREの現在価値を比較します。この比較を実施するために、まず固定金利金融商品の現在価値を算定し、固定金利商品と変動金利商品の名目金額の差異を反映するための調整を加えます。この調整は、変動金利商品の超過部分が時の経過とともにどのように償却されていくかを再現する複製ポートフォリオを用いて行われます。このような手順から、変動金利商品の金利改定に伴う複雑な影響を割引計算が可能なキャッシュ・フローへと変換することができます。

	20X2	20X3	20X4	20X5
固定金利エクスポージャー合計	480,000	480,000	480,000	80,000
NRRE (変動金利エクスポージャー合計)	(400,000)	(400,000)	(400,000)	-
変動金利の超過についての調整（複製ポートフォリオ）	(80,000)	(64,000)	(48,000)	-

C銀行は現在価値の計算に使用するNRREを以下のように算定します。

	20X2	20X3	20X4	20X5
現在価値計算に用いる固定金利エクスポージャー合計	480,000	480,000	480,000	80,000
変動金利の超過についての調整（複製ポートフォリオ）	(80,000)	(64,000)	(48,000)	-
現在価値計算に用いるNRRE	400,000	416,000	432,000	80,000

3.4 リスク軽減会計の中止

ED.7.5.1,
BC120-BC121

いったん適用したリスク軽減会計は、任意に中止することはできません。また、以下を任意に行うことも認められていません。

- NRREに含まれる基礎ポートフォリオから、一部の項目を、適格要件を引き続き満たしているにもかかわらず、取り除く
- 指定デリバティブの指定を解除する

ED.7.5.1-7.5.2, B7.5.2,
B7.5.4, BC117-BC119

リスク管理戦略に変更が生じた場合、すなわちリスク軽減会計の適用を継続することが企業のリスク管理戦略と整合しなくなった状況においてのみ、リスク軽減会計の適用を将来に向かって中止します。リスク管理戦略の変更は、企業の事業運営に影響を及ぼす外的または内的要因の結果として生じることが想定され、かつ企業内部または外部の利害関係者に客観的に示すことができるものでなければなりません。そのため、リスク管理戦略の変更は頻繁に発生するものではないことが想定されます。

リスク管理戦略の変更とリスク管理活動の変更とは区別することが重要になります。リスク管理活動の変更によっては、リスク軽減会計の適用は中止されません。

ED.7.5.3,
BC122-BC123

リスク軽減会計の適用を中止した場合、中止時点において財政状態計算書に残存するリスク軽減調整額は以下のいずれかの方法により損益に認識されます。

- 基礎ポートフォリオに含まれる金融商品から生じる金利改定差額が損益に影響を及ぼす期間と同じ期間に認識する。
- 基礎ポートフォリオに含まれる金融商品から生じる金利改定差額が引き続き損益に影響を及ぼすと見込まれる場合には、何らかの体系的かつ合理的な方法（たとえば、定額法）により認識する。
- 基礎ポートフォリオに含まれる金融商品から生じる金利改定差額がもはや損益に影響を及ぼさないと見込まれる場合には、ただちに損益に認識する。



どのような場合に、リスク管理戦略の変更が生じたと考えられますか。

ED.B7.5.3-B7.5.4,
BC119

リスク軽減会計の適用を中止することとなるリスク管理戦略の変更と、リスク管理戦略の変更には該当しないその他の変更について、どのようなものが当たるのか、以下で具体的に見てみましょう

リスク管理戦略の変更

金利改定リスクを軽減するレベルの変更（たとえば、グループレベルから子会社レベルへの変更）

以下の事項の変更

- リスク軽減の対象期間
- リスク管理戦略の目的に関連するリスク指標（たとえばEVE変動への感応度重視からNII変動への感応度重視への変更）
- 軽減利率

リスク管理戦略の変更ではないもの

以下に関する変更

- リスク軽減目的
- リスク限度
- NRREに含まれる基礎ポートフォリオ
- 指定デリバティブ

3.5

リスク軽減会計への移行

ED.C1.16–C1.17,
BC128, BC133

企業が現在、IAS第39号のヘッジ会計。またはIFRS第9号の一般ヘッジを適用している場合、適格要件を満たすのであればこのリスク軽減会計の適用を選択できます。しかし、IASBはIAS第39号を廃止する意向であり、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジについての公正価値ヘッジ会計を含む、IAS第39号のヘッジ会計を適用できなくなります。したがって、IAS第39号のヘッジについては、その中止は、任意の選択事項ではありません。

リスク軽減会計への移行に際しては、経過措置が設けられており、現在のヘッジ会計適用状況により、扱いは異なります

現在IAS第39号のヘッジ会計を適用している場合

ED.C1.17,
C2.56–C2.57,
BC133–BC136

リスク軽減会計の導入後は、IAS第39号に基づくヘッジは認められなくなる可能性があります。その場合、IAS第39号に基づくヘッジ関係すべてを中止することになります。公正価値ヘッジについては、実効金利を見直すことで、ヘッジ対象の残存期間にわたり従前のベース調整の金額を償却します。そのような処理が実務上不可能な場合には、体系的かつ合理的な方法（たとえば定額法）の使用が認められます。一方、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、IFRS第9号の第6.5.12項のガイダンスに従って、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高を組替調整します。

IAS第39号の適用を取りやめるにあたり、企業には以下の選択肢があります。いずれも、将来に向かって適用します。

- 新たなリスク軽減会計のモデルを適用する（関連する、適格性に関する要求事項を満たす場合。
第 2.1 節参照）
- IFRS第9号の一般ヘッジを適用する
- ヘッジ会計を中止する

IFRS第9号の一般ヘッジを適用している場合

ED.C2.54, C2.58,
BC137–BC139

IFRS第9号の一般ヘッジを適用している企業は、関連する適格要件を満たすことを条件として、将来に向かってリスク軽減会計モデルを適用ができます。

リスク軽減会計に移行する際、基礎ポートフォリオに含めることに適格な金融商品（2.2.1参照）がIFRS第9号の一般ヘッジ関係に指定されていた場合、これを中止することが認められます。

ヘッジ会計を適用していない場合

ED.C2.54

現在ヘッジ会計を適用していない企業であっても、関連する適格要件を満たすことを条件として、将来に向かってリスク軽減会計を適用できます。

ED.C2.59–C2.60

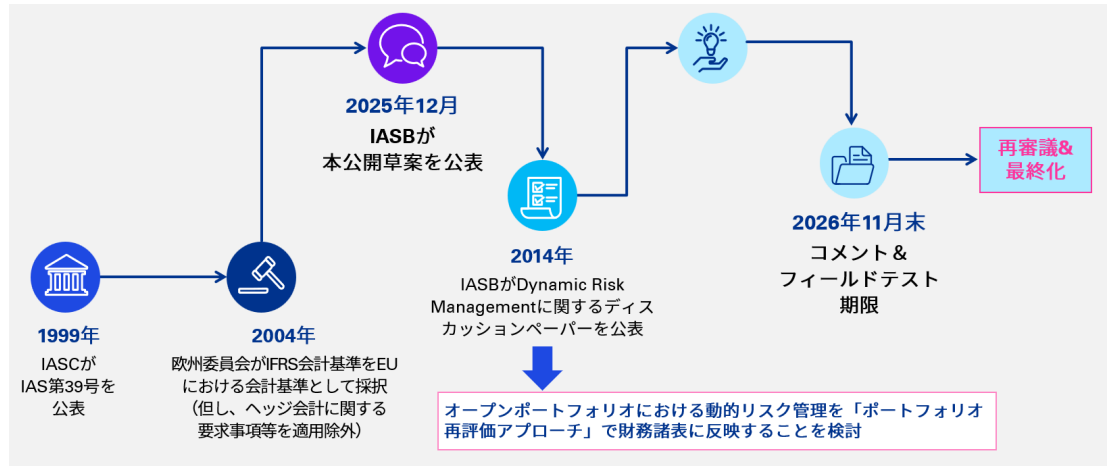
公正価値による測定を選択して指定していた（公正価値オプション）金融資産または金融負債を、リスク軽減会計の適用にあたり基礎ポートフォリオに含める場合には、従前に行ったFVTPL指定を取り消すことができます。

別紙1：プロジェクトの経緯

2008年11月	IASB、IAS第39号を置き換える、より原則主義に基づく改善された会計基準としてのIFRS第9号の開発に着手。 プロジェクトのヘッジ会計に関するフェーズを一般ヘッジとマクロ・ヘッジの2つに分割。
2013年11月	IASB、IFRS第9号の一般ヘッジを公表（2018年1月1日適用開始）。 マクロ・ヘッジは、IFRS第9号の適用開始を遅延させないようIFRS第9号とは別プロジェクトへと分離
2014年4月	IASB、マクロ・ヘッジに関するポートフォリオ再評価アプローチを提案するディスカッション・ペーパーを公表。
2015年～2019年	IASB、ポートフォリオ再評価アプローチに寄せられたフィードバックを踏まえて、代替的なアプローチとして動的リスク管理のモデルを開発。
2019年～2025年	IASB、動的リスク管理のモデルの改善及び精緻化を目的としてアウトリーチ活動を実施。
2025年12月	IASB、リスク軽減会計（従来の「動的リスク管理の会計」から名称を変更）モデルに関する再提案を公表。 公開草案のコメント期限及びフィールドワークに対する回答の提出期限は2026年11月30日。

別紙2：プロジェクトの今後の予定

下図は、プロジェクトのタイムラインを要約したものです。



公開草案の公表に続く次のステップは、IASBによるリスク軽減会計のモデルの最終化に向けた、利害関係者によるフィードバックの提供とフィールドテストの実施になります。関係者には、2026年11月30日までに公開草案へのコメントを提出するとともに、フィールドテストに関するフィードバックを提供し、高い透明性と運用可能性を備えた意思決定に有用な会計モデルの開発に積極的に参加することが期待されています。

さらに、以下の点にご留意ください。

- 公開草案には、発効日に関する提案はありません。
- 通常、最終基準書の公表から適用開始までは、少なくとも18カ月の導入準備期間が設けられます。リスク軽減会計はその適用が任意となる予定であるため、適用開始日がいつとなるかは、それほど重要ではない可能性もあります。

リスク軽減会計の適用開始に続き、IAS第39号のヘッジ会計は廃止が提案されています。リスク軽減会計モデルの適用を開始する時点、またはIAS第39号のヘッジ会計が取り下げられる時点のいずれか早い時点において、IAS第39号のヘッジ会計の適用中止が要求されます。公開草案には、IAS第39号のヘッジ会計をいつ廃止するかについての提案はありません。リスク軽減会計の最終化の過程で決定される予定です。

別紙3：一般的なリスク指標

金利改定リスクの測定に用いられる一般的なリスク指標には、例えば以下が挙げられます。

PV01/DV01	PV01は、金利のイールドが1ベース・ポイント平行移動した場合におけるポートフォリオの現在価値の変動額である。 DV01は、通常債券に対して用いられる。1ベース・ポイントの金利変動に対する価値変動であり、PV01と同じ測定手法により算定される。
ΔNI	金利変動により見込まれる、一定期間（たとえば1年）の正味利息収益の変動額
ΔEVE	金利変動により見込まれる、自己資本の経済価値の変動額（金融資産と金融負債から生じるすべての予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づいて算定）
EvaR	市場ショックによる自己資本の経済価値の減少額
想定元本ベースのリプライシング・ギャップ	特定の期間における金利感応資産と金利感応負債の元本額の差額

別紙4：設例3及び設例3Aの参考仕訳

指定デリバティブ及びベンチマーク・デリバティブの公正価値は以下と仮定します。

	20X1年1月1日	20X1年12月31日
指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブの評価		
指定デリバティブ	-	(24,898)
ベンチマーク・デリバティブ	-	24,898

C銀行が、20X1年1月1日から20X1年12月31日の期間に計上する仕訳は以下のとおり：

基礎ポートフォリオ		
受取利息の認識	借方	貸方
金融資産（財政状態計算書）	56,000	
受取利息（損益計算書）		56,000

受取利息の認識を計上（FA1:200,000 × 3.00% + FA2:1,000,000 × 5%）

基礎ポートフォリオ		
支払利息の認識	借方	貸方
支払利息（損益計算書）	25,500	
金融負債（財政状態計算書）		25,500

支払利息の認識を計上（FL1:500,000 × 5.10%）

基礎ポートフォリオ		
利息の決済	借方	貸方
金融負債（財政状態計算書）	25,500	
現金（財政状態計算書）	30,500	
金融資産（財政状態計算書）		56,000

指定デリバティブとリスク軽減調整額		
指定デリバティブの公正価値測定とリスク軽減調整額の認識	借方	貸方
リスク軽減調整額（財政状態計算書）	25,272 ^(a)	
指定デリバティブ（財政状態計算書）		24,898 ^(b)
現金（財政状態計算書）		374 ^(c)

金利スワップの公正価値の変動とリスク軽減調整額の認識を計上

(a) 20X1年1月1日における金利スワップの公正価値（経過利息を含む）

(b) 20X1年12月31日における金利スワップ公正価値（経過利息を含まない）の変動

(c) 20X1年に行われた金利¥スワップの現金決済額

指定デリバティブとリスク軽減調整額		
リスク軽減調整額の実現	借方	貸方
正味利息収益（損益計算書）	374	
リスク軽減調整額（財政状態計算書）		374

リスク軽減調整額の実現（正味利息収益の変動を相殺した金利スワップの現金決済部分）を計上

20X1年12月31日時点で財務諸表に認識されている金額

	借方	貸方
正味利息収益（損益計算書）（56,000 - 25,500 - 374）		30,126
現金（財政状態計算書）（30,500 - 374）	30,126	
リスク軽減調整額（財政状態計算書）	24,898	
指定デリバティブー金利スワップ（財政状態計算書）		24,898

設例の一覧

Title	Section
設例1 – NRREの測定	2.2.1
設例1A – 指定時のリスク軽減目的の特定	2.3.2
設例2 – リスク軽減目的の見直し	2.3.2
設例3 – ベンチマーク・デリバティブの構築	3.1.1
設例3A – リスク軽減調整額の算定	3.2
設例3B – NRREの現在価値の算定（公開草案の設例27に基づく）	3.3

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示プラクティス部

アカウンティングアドバイザーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX : 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX : 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX : 052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 26-1017

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS®Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。それは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。